

令和4年 6月 7日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和4年6月7日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 同意第13号 固定資産評価員の選任について
- 日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 議案第16号 東庄町選挙公報の発行に関する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第17号 東庄町議会議員及び東庄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第11 議案第18号 東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第12 議案第19号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第13 議案第20号 令和4年度東庄町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第21号 令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について（令和3年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書）
- 日程第16 報告第 2号 事故繰越し繰越計算書について（令和3年度東庄町一般会計事故繰越し繰越計算書）
- 日程第17 請願第 1号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見

書」採択に関する請願

日程第18 請願第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採
択に関する請願

日程第19 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番 越川良男君
2番 柳堀忠君
3番 桜井莊一君
4番 土屋光正君
5番 佐久間義房君
6番 板寺正範君
7番 花香孝彦君
8番 大網正敏君
10番 高木武男君
11番 鈴木正昭君
12番 山崎ひろみ君
14番 宮澤健君

○欠席議員（2名）

9番 城之内一男君
13番 土屋進君

○出席説明員（14名）

町 長 岩田利雄君
副町 長 向後喜一朗君
監査委員 平山茂君
総務課長 堀江弘之君
企画財政担当課長 加瀬博子君
町民課長 香取康成君
まちづくり課長 鈴木秀樹君

健康福祉課長 布施 光規 君
会計管理者 岩瀬 澄子 君
病院事務長 渡辺 佳則 君
農業委員会事務局長 前田 泰孝 君
教 育 長 石橋 宏克 君
教 育 課 長 宇ノ澤 修 君
生涯学習担当課長 郡 伸明 君

○出席事務局員（3名）

事 務 局 長 伊 藤 雅 晃
次 長 堀 江 香 澄
主 査 高 橋 大 助

(午前10時00分 開会)

議長（宮澤 健君）

おはようございます。ただいまの出席議員は12人です。

会議に先立ち報告します。13番 土屋進君、9番 城之内一男君、両名から病気療養のため本日からの6月定例会を欠席したい旨の届出がありました。ご了承願います。

また、本年度、まれに執行部担当課長がほぼ全員刷新されました。本定例会が円滑に運営されますよう、ご協力をお願いいたします。

ただいまから、令和4年6月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、10番 高木武男君、4番 土屋光正君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月10日までの4日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

おはようございます。令和4年6月定例会の運営についてご報告します。

今期定例会の運営につきましては、去る5月31日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案11件、請願2件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から10日までの4日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は4人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、同意第13号を上程し、採決を行います。次に、承認第2号、承認第3号及び議案第16号から議案第21号までを順次上程し、質疑・採決を行います。次に、報告第1号、報告第2号の報告を行います。続いて、請願2件を上程し、請願紹介議員

から趣旨説明を求め、所管の常任委員会に付託して、散会とします。

第2日目の8日及び第3日目の9日は休会としまして、この間、8日午前に文教福祉常任委員会を議員控室にて開催することに合意を見ております。なお、委員会開催の詳細は審議予定表によりご了承願います。

最終日の10日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、文教福祉常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催する予定です。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたしまして、以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

議長（宮澤 健君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から6月10日までの4日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から6月10日までの4日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分事項について町長から報告がありました。内容については配付の印刷物のとおりですが、その経緯等について説明があります。

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、皆様にお配りしてございます専決処分の報告についてをご覧いただきたいと思っております。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について町長が専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

2ページの専決処分書をご覧ください。

事案の概要でございますが、令和4年4月8日、東庄町宮野台地先の町道010

3号線を損害賠償及び和解の相手方が自動車で行中、既設道路側溝の蓋が破損しており、車輪が落ちて車両を損傷するという事故が発生いたしました。

損傷の程度といたしましては、左後輪タイヤのパンクとホイールの損傷でございます。

町といたしましては、道路管理に瑕疵があったものと認め、3ページの和解条項の内容で令和4年4月25日に専決処分をいたしました。

道路側溝の蓋については直ちに修繕を行い、現在、通行に支障がないようになっています。

今後、このような事故が発生しないよう適正なる町道の維持管理に努めてまいり所存でございます。

以上で説明を終わります。

議長（宮澤 健君）

専決処分事項の経緯説明が終わりましたので、引き続き議長より議会の会務報告を行います。

3月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、請願2件を受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで副町長及び教育長から発言の申出がありましたので、これを許します。

副町長、向後喜一郎君。

副町長（向後喜一郎君）

おはようございます。議長のお許しをいただき、ご挨拶の機会を頂戴いたしましたことに感謝を申し上げます。

私は3月議会定例会でご同意をいただき、4月1日から副町長として就任をしております向後喜一郎です。よろしくお願いたします。

役場職員として37年間勤務しました。その経験を生かして、町民の皆様に、この町に住んで良かった、東庄町は誇りだと思っただけのような町になるように岩田町長を補佐し、一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

議員各位にはよろしくご指導、ご支援を賜りますよう、お願いを申し上げ、一言ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。ありがとうございました。

議長（宮澤 健君）

教育長、石橋宏克君。

教育長（石橋宏克君）

皆様、おはようございます。3月議会で議員の皆様にご同意をいただき、4月1日付で教育長に任命されました石橋宏克と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

議長のお許しをいただき、6月議会の貴重なお時間を拝借し、こうしてご挨拶をする機会をいただき、誠にありがとうございます。

私は、教員生活37年のうち26年間を教育現場で、11年間を県の文化財、そして生涯学習などの教育行政に携わらせていただきました。また、教員生活26年のうち11年間を教頭、校長という管理職の立場で学校教育に関わってまいりました。そしてこの長きにわたる教員生活の中で、全てが子供達のためにという考えで臨んでまいりました。特に、東庄中学校の校長を務めさせていただきました3年間は、コロナ禍の影響下ではありましたが、東庄中学校の子供達のために出来ることを出来る範囲で一生懸命行うということを念頭に実践してまいりました。その間、町や議会の皆様から力強いご支援とご理解を賜り、教育の推進に取り組めたことに対しまして、改めて感謝申し上げます。今は東庄の子供達のためにということを中心に秘めながら、東庄の教育を進めているところでございます。

さて、今、世界が、そして社会が大きく変わろうとしています。この令和時代にあって、戦争など考えられないと思っていたところが、ロシアのウクライナ侵攻という形で現実に起こっています。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に代表される行先の不透明な、予測困難な時代を迎えています。

更にIoT、AIなどにより、全ての人と物がつながり、様々な知識や情報が共有化され、今までにない新たな価値が生み出されているという、いわゆるソサイエティ5.0の社会というものが到来すると言われてしています。

世界情勢や社会が、その仕組みが大きく変わろうとしている今、教育も大きく展

開しなければなりません。

これらを踏まえ、教育長として抱負を述べさせていただきます。

私は東庄に誇りを持ち、夢を抱きながら未来を切り開く児童・生徒の育成を念頭に置いております。スローガンは次代へつなぐ人づくり・地域づくりです。

第一に、東庄の子供達にIT、タブレットを活用した確かな学力、豊かな心、健康やかな体の醸成を図ります。

第二に、コミュニティスクール制度等を活用し、小中が連携・協力し、9年間を見据えた義務教育の推進を図ります。また、東庄の地域性を生かし、地域と共に歩む学校づくりを推進していきます。

第三に、家庭教育支援の充実を図ります。教育の根源は家庭にあります。家庭教育が充実することで、問題行動、不登校などの生徒指導上の課題解決、また特別支援教育への理解、児童虐待などの防止などにつながると考えます。「家庭が良くなる、子供が良くなる、そして学校が良くなる」という考えの下、家庭教育支援の推進に努めてまいりたいと考えます。

第四に、ふるさと教育の充実を図ります。東庄町は豊かな自然に囲まれています。そこには希少な動植物が生息、自生しております。是非郷土の自然を見詰め直す機会を作りたいと考えます。

また、この東庄町には太古の昔から人々が住み、歴史を積み重ねてまいりました。しかし、子供達は自分が生まれ育ったこの東庄町の歴史をほとんど知りません。そこで、東庄町の歴史を知り、郷土を愛する子供達の育成を図りたいと考えます。

その他にも学校教育におけるキャリア教育、人権教育、外国語教育や生涯学習、生涯スポーツなどの推進など、様々な現代的、そういう課題に対して堅実に取り組んでまいります。

東庄町の学校が1小、1中となり3年目を迎えます。皆様のご協力を得ながら、子供達に夢と希望を与えられる教育を目指して一つ一つ丁寧に対応してまいりたいと思います。

甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願います。

議長（宮澤 健君）

以上で、副町長及び教育長の新任の挨拶を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

おはようございます。それでは、令和4年3月1日から5月31日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

初めに、総務課の関係ですが、1ページ目、庶務関係で4月21日に行政協力員まちづくり会議の開催をいたしました。町民視点による地域の課題解決に向けた意見交換を行っていただきました。

次に、職員の退職並びに新規採用及び再任用の状況を記載しています。3月末で一般行政職等、11人が退職、8人が再任用を満了し、4月1日付で一般行政職等8人を採用し、11人を再任用しております。職員の採用にあたっては、引き続き適正な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、2ページ目、上段の防災関係で、防災行政無線固定系親局設備について老朽化に伴う既存設備の更新工事を発注いたしました。

次に、住民税非課税世帯等臨時特別給付金関係ですが、住民税非課税世帯等に対して10万円を給付するものであります。2月1日に対象となる1,278世帯に支給要件確認書を郵送し、5月末で1,192件、1億1,920万円を支給しております。

次に、中段の企画関係でございますけれども、総合計画後期基本計画を3月に策定をいたしました。

次に、町民課の関係ですが、3ページ目、中段からの賦課徴収関係及び4ページ目、上段の固定資産税関係の各種町税の納税通知書を発送しております。課税額は軽自動車税が4,980万4,600円、町県民税の特別徴収分が7億5,309万7,400円、固定資産税が6億6,359万8,000円となっております。

次に、健康福祉課の関係でございますけれども、8ページ目、下段の子育て支援関係、子育て応援祝金ですが、出産祝金2件、小学校入学祝金67件、中学校入学祝金88件を支給いたしました。また、9ページ目、上段の子育て世帯への臨時特別給付金事業として対象児童10名に支給しております。

次に、9ページ目、中段からの衛生関係で、記載のとおり健康増進、予防接種等

の事業を実施しております。

また、コロナウイルスワクチン接種については、4回目を7月中旬から実施する予定であります。ワクチン接種が迅速に進むよう、引き続き準備をしているところでございます。

次に、11ページ目、中段の介護保険関係で、介護サービス利用件数、12ページ上段の地域包括支援センター等の活動、利用状況を記載しております。引き続き介護予防を重視した施策の充実に努めてまいります。

次に、12ページ目、中段のまちづくり課の関係でございますが、建設関係で町道工事11件、13ページになりますが、測量業務委託等3件の業務委託を契約しております。

また、下段の公園関係では、公園維持管理等5件の業務委託を契約しております。

次に、15ページ目、下段の水道関係では、給水管布設替え工事2件の他、16ページ目、上段の計装設備等保守点検業務委託等4件の業務委託を契約しております。

最後に、17ページ目、中段、東庄病院の関係でございますが、1日あたりの平均患者数は、入院患者数が49人、外来患者数が89人となっております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

議長（宮澤 健君）

教育長、石橋宏克君。

教育長（石橋宏克君）

私から、教育委員会関係の行政報告をさせていただきたいと思っております。

18ページからをご覧ください。

まず初めに教育委員会関係でございます。3月から5月にかけて臨時教育委員会を1回、定例教育委員会を3回開催しました。

続いて、学校教育関係でございます。まず、教職員の人事異動でございますが、編入が11人、転出が7人、退職が4人ございました。

校医の委嘱については、お手元の資料のとおりでございます。

また、こども園、小・中学校の卒業式、入学式については、これもお手元の資料のとおり実施されました。

続いて、契約関係でございます。東庄中学校創立50周年記念誌の納入、東庄小

中学校 I C T 支援業務、東庄小学校指導者用デジタル教科書納入、東庄中学校屋内運動場下屋防水改修工事、東庄中学校大規模改修工事設計業務委託等について納入、そして契約を行いました。

次に、指定寄附の関係でございます。東庄小学校教育用遊具をボーテデラボ様から、「農業とわたしたちの暮らし」という学習教材をかとり農業協同組合様からご寄附を頂きました。

続いて、臨時休校の関係でございます。東庄中学校では、4月22日から25日まで新型コロナウイルス感染症防止のため臨時休校としました。

3番目に、生涯学習関係でございます。まず初めに、生涯学習事業ですが、子ども会、青少年相談員等の委嘱及び総会を、この新型コロナウイルス感染症の予防を万全にしながら2年ぶりに実施をいたしました。

社会教育事業についてもスポーツ推進委員、スポーツ協会等の委嘱と総会を感染症予防を万全にしながら行い、また、5月15日には家からウォークラリーを行いました。参加者は261名ございました。

次に、公民館事業でございます。放課後子ども教室をはじめ様々な教室を資料のとおり実施しました。公民館に活気が出てきました。

続いて、契約関係でございます。東庄町公民館神代分館樹木管理業務、東庄町スポーツ広場休憩所設置工事、東庄町各町民体育館及び宮野台運動公園の鍵回収業務、東庄町民体育館他4体育館清掃業務、東庄町宮野台運動公園施設管理業務の契約を行いました。

続いて、社会教育、図書館関係については資料のとおりでございます。

最後に、学校給食センターの関係でございますが、4月7日から1学期の給食を開始しました。給食数等については資料のとおりでございます。

以上、教育委員会行政報告を終わりにさせていただきます。

議長（宮澤 健君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

12番、山崎ひろみ君。

12番（山崎ひろみ君）

おはようございます。通告に従いまして、本日の一般質問を行わせていただきます。

最初の質問事項であります地方創生臨時交付金の取扱いについて伺います。

新型コロナウイルス感染症の長期化、並びにウクライナ危機により、原油価格や物価高騰の影響により、生活者や事業者は様々な分野で大きな負担を強いられています。政府が4月に発表した総合緊急対策では、自治体の事業を国が財政支援する「地方創生臨時交付金」を拡充し、1兆円規模の「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の創設が決まりました。これは各自治体の判断で様々な事業に活用することが出来ます。

私は、この交付金について5月17日に岩田町長宛てに生活支援、産業支援の項目で要望書を提出させていただきました。

各自治体への交付限度額、また、交付金の活用が可能な事業等も示されているかと思えます。生活支援としては、学校給食等の負担軽減、これには保育所や介護施設等の食事の提供も含まれます。また、生活に困窮する方々や子育て世帯への支援、更に水道料金をはじめ、公共料金の負担軽減など。産業支援としては、バス、タクシーなどの地域公共交通やトラックなど地域の物流の維持に向けた経営支援など。様々な活用範囲があると思えます。当町の取組の状況について伺わせていただきたいと存じます。

次に、2番目の質問事項であります子育て支援について伺います。

まず初めに、我が町はこれまで子育て支援に対しては、先進的に取り組んでこられたと評価させていただきます。近隣の他の自治体と比較しても新しい事業をいち早く実施し、町全体で情報共有が出来て現場の声を受け止めていただいていると思えます。

そこで本日は二つの事業について伺います。

一つ目は、放課後児童クラブの現状と課題について。

通称学童保育とも呼ばれております。小学校が1校に統合され3年目に入りました。初年度は新型コロナウイルス感染症の影響で4月の開校もずれ込んでしまい、前途多難な出発となってしまいました。まだまだ100%通常になったわけではありませんが、子供達の元気な姿を見るとほっとする今日この頃です。昨今は、子育て世帯の大半は共働きであります。放課後児童クラブは保護者にとっては欠かせな

いものとなっております。学校統合と同じく3年目に入りましたが、この2年間の現状と課題についてお聞きしたいと存じます。利用者の状況、料金体制、夏休みの運営の状況、更に現在児童の成長段階で様々な支援を必要とするお子さんがいるように見受けられますが、学校側との情報共有は出来ているのか伺います。運営する側と利用者との見解の相違もあると思いますが、何より安心安全で無事故で運営されることが大事だと考えます。担当課の認識を伺います。

次に、子育て支援センターの利用状況について伺います。

子育て支援センターは、乳幼児の子供と子供を持つ親が交流を深める場です。親子の交流や育児相談、情報提供などを行っています。保護者にとっては、育児に対する不安や相談を総合的に応じてくれる心強い施設です。

現在は、神代、笹川、橘の保育園の運営で実施されていると思いますが、利用者の状況をお聞きします。この2年余りはコロナ禍により人数制限をしていることは理解しております。更に町外の方の利用はどのくらいあるのでしょうか。また、運営に対して国から予算が入っていると思いますが、町から支出している金額はどのように算定しているのでしょうか。利用者の人数等、開設の状況は様々かと思いますが、全て同じ金額なのでしょうか。これまでの実績等、検証を行う必要があると考えますが、いかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて一問一答で行わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

ただいま質問がございました質問事項1、地方創生臨時交付金の取扱いについての質問要旨1、物価高騰等に対する地方創生臨時交付金の活用方法についてお答えいたします。

今回の交付金は、4月26日の原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議の決定により、地方公共団体がコロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を地域の実情に応じ、きめ細やかに実施出来るよう、新型コロナウイルス対策地方創生臨時交付金を拡充したコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設する。これにより地方公共団体が実

施する生活に困窮する方々の生活支援や学校給食等の負担軽減などを子育て世帯の支援、また農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者の支援といった取組をしっかりと後押しをするとされており、予算額は議員がおっしゃるとおり国全体で1兆円となっております。

交付対象は都道府県及び市町村で千葉県より令和4年5月2日付で当町の交付限度額は7,243万8,000円と示されました。先程申し上げたとおり、この交付金はコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分ということでございますので、使途が限定されております。公金を充当する事業については、各課に照会をし、現在、検討しているところです。この交付金をどのように使うことが当町にとって最適なのか、きめ細やかな活用を考えております。

私からは以上です。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、質問事項の2番目、子育て支援について、質問要旨の1番目、放課後児童クラブの現状と課題、質問要旨の2番目、子育て支援センターの利用状況についてお答えいたします。

初めに、質問要旨の1番目、放課後児童クラブの現状と課題についてお答えいたします。

議員がおっしゃられるように東庄町放課後児童クラブは今の位置で運営して3年目となりました。小学校統合前には二つの放課後児童クラブがあり、小学校統合に伴い一つにし、運営しております。2年が経過し、様々な課題が散見されるようになり、日々改善策を検討し、対応しているところでございます。

ご質問の利用者の状況、料金体制、夏休みの運営状況についてですが、利用者の状況は、現在、平日においては小学校1年生から6年生140名前後の利用があります。東庄町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則において定員を120名と定めておりますが、「町長は特に必要があると認めるときは定員を超えて児童を入所させることが出来る」とされています。

しかしながら、利用人数の増加に伴い新型コロナウイルス感染拡大防止や安心安全な運営を行うためには、密集した保育を回避することが必要と考え、現在、公民

館の和室を使用させていただき、4年、5年女子と6年生は公民館で保育をしているところでございます。

料金体系については、月曜日から金曜日までの利用で月額5,000円、月曜日から土曜日までの利用で7,000円となっております。

また、臨時利用として月に5回までで、平日1回500円となっております。

夏休みの運営状況についてですが、令和2年度は1日あたり90名前後、令和3年度は100名前後の利用があります。

夏休みの8月は、1日の保育となることから、利用料金を通常の料金とは異なる月額1万円としております。

また、様々な支援を必要とする児童について、学校側との情報共有が出来ているのかとのご質問についてですが、昨年度、支援が必要な児童を対象とした個々の情報共有は学校と行っておりましたが、会議等での情報共有まで出来ていなかったため、本年度は、小学校に配置されている特別支援コーディネーターに窓口になっていただき、支援員との情報共有を行うことを予定しております。

続いて、質問要旨の2番目、子育て支援センターの利用状況についてお答えいたします。

議員がおっしゃられますように子育て支援センターは小さなお子さんをお持ちの保護者にとって、育児に対する不安の相談や仲間づくり、情報交換の場となっております。町には、神代保育園が運営している「なかよしひろば」、橘保育園が運営している「さくらんぼルーム」、町が笹川中央保育園に運営を委託している「スマイル」の3ヶ所がございます。

利用者の状況でございますが、令和2年度は延べ人数3,430人、令和3年度は3,500人となっております、現在は感染予防のため予約制で運営をしています。

また、町外の利用者ですが、橘保育園が運営しているさくらんぼルームのみ集計をしております、令和元年度は全ての利用者1,044人中391人、37.4%が町外からの利用者となっております。

このような中で、町は子育て支援センターを運営している保育園へ補助金等を交付しております。

補助金等の基準でございますが、国の子ども・子育て支援交付金の中で地域子育て支援拠点事業としての基準額が示されておまして、子育て支援センター1ヶ所

あたり1週間の開設日数が5日で常勤職員がいる場合、年額839万8,000円が上限となっております。町では、この基準に則り、各支援センターそれぞれで人件費等を考慮の上、申請した申請書を精査し、基準内で交付しております。各支援センターで補助額等は異なっております。

また、これまでの実績等の検証を行う必要であるとお考えについてですが、町では昨年度、児童福祉法第46条の規定により、千葉県が実施した笹川中央保育園、橘保育園の指導監査に同行する形で立入検査を実施しました。

今後は、子ども・子育て支援法第14条の規定により、町が保育園等に立入検査をすることが出来ることから、定期的の実施出来るよう検討してまいります。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

12番、山崎ひろみ君。

12番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。先に地方創生臨時交付金の件ですけれども、生活支援として学校給食等の負担軽減が挙げられます。当町は現在、保護者負担はありませんが、給食センター費の扱いはどのように考えていますか。

物価高騰により、食材などの値段が上がっていますが、提供する給食の質が下がってはいけないと考えます。また、保育園や介護施設の食事等も含まれると聞いておりますが、どのような認識か伺います。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

本町は、給食について保護者負担がありません。担当の給食係では物価高騰により質の低下やおかずの数が減る等がないよう配慮しております。交付金の充当については、現在の予算配当で足りない状況になった際に給食係と相談しながら対応したいと思っております。

また、保育園や介護施設の食事も含まれますが、今後、関係部署と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

12番、山崎ひろみ君。

12番（山崎ひろみ君）

ありがとうございました。今、これからということで、よろしく願いいたします。

また、生活に困窮する方々や子育て世帯への支援も含まれております。住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金や子育て世帯生活支援特別給付金の対象拡大や給付額の上乗せがあると思えますけれども、直近の報道では、子育て世帯に対して一律の現金給付を決めた自治体が散見されますが、当町の考え方を伺います。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

今回の6月議会定例会の補正予算に住民税非課税世帯等臨時特別給付金、1世帯あたり10万円給付を230世帯分と、子育て世帯生活支援特別給付金として非課税世帯を対象に子供1人あたり5万円の給付、100名分を新規で計上しております。こちらの財源は全額国庫支出金となっております。

国の判断において金額が提示されておりますので、現時点での上乗せ措置は考えておりません。

議長（宮澤 健君）

12番、山崎ひろみ君。

12番（山崎ひろみ君）

現金一律給付というのはとても難しいし、どれがベストなのかというのは私もちよっと難しいところでありますけれども、それをまた精査していただければと思います。

他に水道料金をはじめ公共料金の負担軽減にも活用出来ると聞いておりますけれども、町の認識を伺います。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

コロナ禍において、原油価格の高騰では、電気・ガス料金の公共料金の値上げが著しいです。公共料金というくくりの中では水道料金もありますので、公共料金へ

の支援として水道料金の基本料金への充当等もあろうかと思ひます。関係部署と協議いたしまして、対応していきたくと思っております。

議長（宮澤 健君）

12番、山崎ひろみ君。

12番（山崎ひろみ君）

ではよろしくお願ひいたします。

更に産業支援として、原油価格や物価高騰によって影響を受ける事業者への支援としての考えはありますか。昨年度は国の「中小企業支援事業」に加えて県や町としても上乘せがありました、この度の「事業復活支援金」を申請された方から、町の方からの支援はないのでしょうかと要望されました。これらについてはいかがでしょうか。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

国の中小企業への支援制度として事業復活支援金や小規模事業者持続化補助金などの制度がございます。こちら商工会を通じて申請を行い、活用している事業者もあるようです。日々の制度の更新もされておりますので、こちらにつきましても関係部署と協議いたしまして、対応してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

12番、山崎ひろみ君。

12番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。町としてはそれぞれ精査して臨時交付金を有効に使っていくと理解しますが、この6月定例会には上程されていませんので、9月議会を待たずとも臨時議会を開催するなどして迅速な対応が必要かと思ひます。生活に困窮する世帯、また中小の事業者が廃業などということにならないよう、事業継承が出来る支援を望みます。

次に、子育て支援の質問をさせていただきます。

放課後児童クラブの利用状況ですけれども、定員120名に対し140名前後の利用があるようですけれども、現在は密を回避するため公民館を使用しているとい

うことですが、想定以上に利用の希望者が多かったということでしょうか。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

ただいまの議員の質問にお答えいたします。

利用者については、年々増加傾向にあることから、昨年7月に今年度小学校1年生になるお子さんの保護者に対しアンケートを実施し、46名の今年度利用希望がありました。利用者の増加が見込まれたことから、公民館の使用を教育課と協議し、昨年9月から公民館での保育を試験的に始め、今年度は2階和室で30名程度の保育を行うことになりました。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

12番、山崎ひろみ君。

12番（山崎ひろみ君）

承知しました。利用したいと考える保護者が増えていることは現実です。ただ、本当に必要な方が利用出来ないような状況だけは作らないでほしいと思います。

次に、料金体制についてですが、近隣の自治体と比較してどのように認識していますか。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

近隣の自治体の料金体制ですが、香取市等近隣5市町の料金と比較して大きな金額の差異はありませんので、妥当な金額と考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

12番、山崎ひろみ君。

12番（山崎ひろみ君）

この制度は、放課後児童クラブの制度が始まった頃は、利用料金について、もっと低い金額に出来ないのかというご要望もいただきました。現在は子育て世帯の負担軽減に努めていただいていると実感しております。

次に、夏休みの利用について、令和2年度、3年度と増えていますが、この夏の申込みの状況はどうなっていますでしょうか。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

今年の夏休みの申込み状況でございますが、特に8月の利用については、先程申し上げましたように平日140名前後の利用と、夏休みのみを利用するお子さんの申込みが30名程度あります。また、8月は利用しないというご家庭もありますので、概ね平日の利用者数と同程度になると考えています。

なお、8月の利用については、7月になりましたら各家庭から利用表を提出いただくことにより把握することになります。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

12番、山崎ひろみ君。

12番（山崎ひろみ君）

まだ今年の実態は把握出来ていないということですね。夏休みは朝から終日利用することになります。ここは町教育委員会の管轄でもありますけれども、放課後子ども教室等学童を利用しない子供達も含め、充実させていくことを要望いたします。近所の友達が学童に行っているので私も学童に、うちの子も学童にという状況は、ちょっと本末転倒しているのではないかと思いますので、その点を考えていただければと思います。

次に、特別支援コーディネーターを窓口の情報共有を行うことを予定していることですが、これは新年度当初に実行するべきではありませんか。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

議員がおっしゃられるように年度当初に実施すべきではありますので、今年度は出来るだけ早い時期に情報共有の会議等を行い、来年度からは支援が必要なお子さんの情報共有を特別支援コーディネーターを窓口会議等を行い、年度当初に実施していきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

12番、山崎ひろみ君。

12番（山崎ひろみ君）

きめ細かな対処をお願いしたいと思います。個人情報などの問題点もあるかもしれませんが、全支援員が情報を共有出来るようにしてほしいと思います。

続きまして、子育て支援センターの利用状況ですけれども、この2年余りはコロナの影響で利用制限がかかっていたため、比較が難しい状況かと思われま。以前にも質問した経緯がありますけれども、開設している3ヶ所の利用人数に大きく差があるように思われますが、いかがでしょうか。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、質問の回答をします。

3ヶ所で開設している子育て支援センターでございますが、利用者はその地域にお住まいの方が多く、地域によって人口差があること、また施設の規模により入場定員に差があることが影響していると推測されます。支援センターによっては、イベント等に特色があり、コロナ禍ではございますが、チラシの配布やSNS等で情報発信などの周知を工夫し、運営しております。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

12番、山崎ひろみ君。

12番（山崎ひろみ君）

それぞれ工夫して運営されているということで理解いたします。

支援センターでの親子の様子などを見ている保育士さんから情報が提供される場面もあるかと思。早めの対処で子育て中の親子が不幸な状況にならないよう、手を打ってあげることも大事だと考えております。

更にもう一つ付け加えたいことがあります。町は子育て支援に力を入れています。放課後児童クラブも子育て支援センターも各保育園の運営で実施されているわけです。しかしながら、私立の園でありますので、町がどこまで入り込んでいけるのか

問題もありますが、働き方改革が叫ばれている中、そこで働く保育士さん達の処遇改善がきちんとされなければならないと思います。国からの交付金がきちんと保育士の元に届いているのか、また専門学校等を卒業して数年間は正職員になれないような現状では、働く意欲のある若い人材がとどまってくれないのではないかと思います。助言し、指導すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

保育園の雇用については、町から正規職員の採用も含め、助言を行っております。先程も答弁いたしましたように、今後は保育園に対し定期的に立入検査を行い、保育士等の離職防止や保育の質の向上に努めてまいります。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

12番、山崎ひろみ君。

12番（山崎ひろみ君）

担当課だけではちょっと大変な仕事だと思います。町では出生数が減少する一方です。その中でも保育園は重要な位置づけにあります。今現在もやっただいていとは思いますが、3園の経営者や働く保育士さんなど、町全体で子育てをする立場に立っていただき、町側がきちんとコーディネート出来る状況にしていっていただければと考えます。子育てしやすい町として、これからも努力していただくことを望み、本日の一般質問を終わります。

議長（宮澤 健君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時5分からとします。

（午前10時56分 休憩）

（午前11時05分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番、鈴木正昭君。

11番（鈴木正昭君）

世界の状況は、ご承知のとおりロシアがウクライナに侵攻し、大変な人権問題がでています。

また、国内では、コロナウイルスが集中し、大変大きな被害を被っております。一日も早い収束を願いたいものでございます。

さて、質問に関しまして、関係各位には私が難聴であるということで、大変ご配慮いただきまして、ありがとうございました。

それでは、質問内容に入らせていただきます。

質問事項の1、地域公共交通について。

質問要旨1、町が取り組む進捗状況について。

質問内容、町はどのような交通システムを導入するか。また、選定の経緯と事業主体、時期、車両の型式と台数、要因と予算についてお答え願いたいと思います。

この件については、板寺議員が先に質問されておりますので、私からは進捗状況等について特にお答えいただきたいと思います。

続きまして、町にバスがありますが、町民バスが老朽化しつつあるとありますが、更新するか否かについて伺いたいと思います。

質問事項の2、老人福祉施策について。

質問要旨1、現行の施策と今後の展開について。

質問内容、1、町の65歳以上の高齢者人口と高齢化率について。2、65歳以上の単身世帯数と率について伺いたいと思います。

なお、2回目の質問については、自席にて一問一答形式でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、質問事項1、地域公共交通について。質問要旨1、町が取り組む進捗状況についてお答えいたします。

地域公共交通につきましては、地域公共交通会議を立ち上げるために、東庄町地域公共交通会議設置要綱を制定・告示を5月に行いました。この公共交通会議は、法で定められた会議であり、道路運送法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅

客運送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、設置するものです。

具体的には、この会議において、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様や運賃、料金等に関する事項。自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項。地域公共交通計画の策定及び実施に関する事項。交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項を協議いたします。構成員につきましても、法定会議としての規定がありますので、それに倣い委嘱を行いました。

町はどのような交通システムを導入するか。選定の経緯と事業主体。時期、車両の型式と台数、要員と予算についてのご質問でございますが、東庄町地域公共交通会議において決定する事項であり、その後、国土交通省関東運輸局千葉運輸支局へ公共交通の運行の届出、認可となりますので、現在、決まっておりません。

今後、第1回会議にてデマンドタクシーや自家用有償旅客運送など、東庄町にふさわしい形態の選定、事業主体や運賃などを検討してまいります。そして、会議の結果をまとめ、国土交通省関東運輸局千葉運輸支局へ公共交通の運行の届出や事業者の選定、実証実験運行費用の算定を行った後、9月議会に補正予算をお願いすることとなります。

今年度内に実証実験運行開始を目標としており、実証実験運行は1年から最長3年を考えておりますが、期間中何度でも公共交通会議での話合いのもと見直し、東庄町にふさわしい形態の確立を検討してまいります。

私からは以上です。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

町民バスの件につきましては、私からお答えをいたします。

町民バスにつきましては、地域公共交通の枠組みには含まれてはおりませんが、研修バスとして、文化団体の研修や学校の課外活動、部活動などで広く利用されており、各団体の活動の中で重要な役割を果たしているものと考えております。

町民バスが老朽化しつつあるが、更新するか否かのご質問でございますが、まず初めに、町民バスの状況について説明したいと思います。

現車両の年間稼働日数ですが、現在はコロナ禍のため年間10日程度となっております。

りますが、コロナ前は年間150日程度の稼働がございました。

積算運行距離につきましては、現在39万キロ、使用年数は21年10ヶ月となります。車両の維持費につきましては、年間の点検、保険料が約40万円、修繕費が近年の平均ですと40万円程度、運転手の人件費についてですが、一般職の職員の場合450万円程度となります。

バスの更新の検討状況についてでございますが、現在の町民バスは、年数は経過しておりますが、平均的なバスと比べますと走行距離は少なく、車体とエンジンともに問題はございません。

また、3ヶ月ごとの定期点検においても異常は見られないことから、当面の間は現在のバスを継続して利用することを考えております。

なお、今後、町民バスについては町がバスを所有し、運行する現在の方法だけではなく、各団体が民間のバスを利用し、その利用料の一部を町が補助する方法など、利便性や費用対効果を考慮し、いろいろな方法を検討していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、質問事項の2番目、老人福祉施策について、質問要旨の1番目、現行の施策と今後の展開についてお答えいたします。

初めに、ご質問のありました町の65歳以上の高齢者人口と高齢化率についてでございますが、令和4年4月1日現在の住民基本台帳総人口が1万3,287人、65歳以上の人口が5,252人で、高齢化率39.5%となっております。

次に、65歳以上の単身世帯数でございますが、令和2年の国勢調査によると591世帯となっております。全ての世帯が4,600世帯となっておりますので、65歳以上の単身世帯を率にすると12.8%となっております。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

11番、鈴木正昭君。

11番（鈴木正昭君）

それでは、質問させていただきます。

何度か交通会議が開かれるそうですが、予定はいつ頃、6月21日以降、3回ぐらい開催するそうですが、年度内はいつ頃やる予定ですか。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

第1回会議は、先程申し上げましたとおり6月に開催予定でありまして、その後、2回目は更に事業の内容の選定を行うこととし、8月を予定しております。また、実証実験開始後の年度末の3月には、来年度に向けての会議というように予定しております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

11番、鈴木正昭君。

11番（鈴木正昭君）

それでは、要望も含めてお伺いしたいと思います。

現在、高齢者人口がどんどん増えております。東城地区、あるいは橘地区や神代地区でもそうでしょうけれども、交通難民が免許を返納して増加しております。また、障害者も、病院の通院なども苦勞されているようでございます。是非とも一日でも早い施策の実施ということで、9月の議会で予算を組むそうですけれども、一日も早い実現を目指していただきたいと私は思います。

それでは、続いて町バスの問題の第2回目の質問に移りたいと思います。

町では、この町のバスに対して積立準備金はございますか。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

現在、町民バス購入基金といたしまして、1,875万9,752円の預金残高がございます。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

11番、鈴木正昭君。

11番（鈴木正昭君）

私が見たところは、バスに乗ってみて、大分傷んできているんじゃないかなと思いますけれども、安全を確保されているようですので、私からは要望として、これから教育関係でも学校でも、地域の皆さんが部活動をしたり、年々盛んになっていくと思います。また、公民館の生涯学習、あるいはシニアクラブの活動、いろいろあろうかと思いますが、町のバスは、バスの中でビデオ上映とか、目的地に着くまでいい勉強の場でもあります。そういうわけで、まして子供達は部活でコミュニティーをしっかりと学び、上下関係とかいろいろな規律を学びながら、社会生活の準備になります。今、お互いに思いやりがなくて、親が子供を殺したり、子供が親を殺す、このような問題が起きています。部活動によってだんだんいたわりの心がかもしてきてくるんじゃないかと思います。

また、高齢者に至っては、やはり存在感が出れば生きがいにつながると思います。そこで、やはり老人活動、コミュニティ活動、しっかり研修等にバスを乗る人にも使いたいと考えております。

そして、社会に役立つ老人の育成、そして働き手をしっかり支えて子育て支援をする。奉仕する喜び、奉仕されて感謝する、これが交互に醸し出す時はしっかりとした活性化された町が作られていくと思います。

そういうことで、要望としては、是非、不用額が町ではたくさん毎年残っております。どうかその辺のところを積み立てていただいて、先々に至っては更新の方向で検討していただければありがたいと思います。

それでは、老人福祉施策についても一問一答方式で行います。

質問内容。健康体力低下のため高齢者の利用出来る施設の整備とトレーニングマシンの整備について。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、ただいまの鈴木議員のご質問にお答えいたします。

健康体力の低下のため高齢者の利用出来る施設の整備、トレーニングマシンの整備についてでございますが、町にはグラウンドゴルフ場はありますが、高齢者が気軽に集い、運動する施設はありません。しかしながら、町では高齢者が要介護状態になることを予防し、地域で自立した生活を営むことが出来るよう、65歳以上の

方を対象に運動教室や脳活教室などを実施しております。今年度も引き続き実施していきます。

そのようなことを踏まえ、高齢者が利用出来る施設を新たに整備し、更にトレーニングマシンを整備することは、施設の管理及び設置した器具の管理、利用された方のけが等、安全管理が難しいため、今のところ考えておりません。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

11番、鈴木正昭君。

11番（鈴木正昭君）

ストレートに全く考えていませんということで回答が来ました。私は、行政による職員の、全くの気づきはないと、私はこういうふうに思っております。

私も県の推薦で全国まちづくり協議会の会員になっております。そこではいろいろな事例を研究発表されています。どうかご覧になっていただきたいと思います。

安全管理の難しいとの考えですが、これにはシニアクラブとかいろいろな団体があるかと思えます。そしてシニアクラブについては、任意保険にほとんど加入しております。そして福祉課で募集しても結構ですが、やはり自主的にやることが大事なことだと考えております。そういう意味で、施設がないとか言っていますけれども、町には旧幼稚園がまだ使われないうところもあろうかと思えます。これは要望ですが。

そして私は先程も申し上げましたように、一番多い高齢者、これが若い人の働き手の支えになる、これから元気な老人を作ること、これがあれば老人は生きがいを感じると思えます。そうなってくると、やはりこんなに楽しいなら100まで生きようと、そういう考えになろうかと思えます。

これについては私は、難聴ですので、現場の担当課長へ陳情なり、あるいはロビー活動を行うかもしれませんけれども、その節はよろしくお願いします。

それから、質問内容の2、シニアクラブの補助金が減額されているが、増額があるかどうかについて伺いたいと思います。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

シニアクラブへの補助金につきましては、シニアクラブ事業補助金がございまして、平成23年度までは徐々に減額しておりましたが、平成24年度からは1団体3万6,000円となっています。シニアクラブ事業補助金は、シニアクラブの活動に要する費用に対し、一律に交付するものでございますので、様々な活動をする中で事業費不足が顕著となった場合には、増額を検討させていただきます。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

11番、鈴木正昭君。

11番（鈴木正昭君）

各シニアクラブが事業資金不足した時に助成するということになっておりますが、私の思うところ、私が行政改革委員長の時に思いきりばっさりといろいろな団体の削除を行い、したことがあります。ですが現在は物価が2%ほど上昇している。また、治療費についても高齢者が1割から2割になってきている。それと年金が2%近く減額されてきているようですね。物価高もありますし、そういうところを考えまして、是非増額を要望したいと思えます。

続いて、単身高齢者の寝たきりや孤独死の防止について伺います。

単身高齢者の寝たきりや孤独死の防止について質問したいと思えます。よろしくお願いします。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

コロナ禍において高齢者の外出の機会が少なくなり、また近年、シニアクラブが減少し、高齢者が集う場所が少なくなっていることも理解しております。

ご質問にありました寝たきりの防止については、コロナ禍で各種イベントが2年間中止となっておりますので、今年度においては新型コロナウイルスの感染状況、社会情勢等を踏まえ、感染対策を行いながら各種イベントを実施出来るよう進めてまいりたいと思っております。

次に、孤独死の防止については、町では災害時要援護者台帳の整備や緊急通報体

制等整備事業、見守りネットワーク事業を実施しており、民生委員児童委員や協力機関、民間企業と連携し、早期の異変に対応し、深刻な状態になることを防ぐことに努めてまいります。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

11番、鈴木正昭君。

11番（鈴木正昭君）

高齢者の寝たきりについては、寝たきり予防ということですね。先程関係質問をしていますので、孤独死について、見守りネットワークが町内に網羅されているということではありますが、コロナ禍で活動が出来ないと言っていますけれども、もう既に公衆衛生的に見て、3回目の高齢者の予防注射は済んでおります。1回目、2回目、一段と効果は必ず上がっていると思います。ですから、普段活動している人は、十分な免疫力を持っている、あるいは持続しているのではないかと、かように考えるところであります。そういうわけで、イベントの復活、そういったことも全然これからどんどんやっていただきたいと思います。経済活動は、老人活動が活発になれば、またうまく社会の循環が回ると思います。

私からは要望を含めて、今回は耳の調子がちょっと悪いので、この辺で打ち止めにしたいと思います。

細かいことについては、現場の陳情に行きますので、よろしく申し上げます。以上です。終わります。

議長（宮澤 健君）

以上で、鈴木正昭君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。よろしく申し上げます。

（午前11時36分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

では、一般質問を行います。

新しい東庄のために。

合併問題の嵐が吹き荒れた時から20年が過ぎました。町の将来を決める重大な問題を町と議会だけで決めるには無理があり、住民投票により決するということが妥当な判断だったと思いました。4,895名の反対署名があり、住民投票が行われたら結果は目に見えていました。合併を断念するという事で住民投票が回避され、町単独で頑張っていくということになりました。

この20年間で最大の問題点は少子化と高齢化による人口減少問題でしょうか。本町の基幹産業である農業においても多くの離農難民が出ていることもあり、人口流出も見過ごすことが出来ません。農業問題を真剣に考えることは新しい東庄のためにも重要なことです。人口減少の最大の要因は、経済格差にあることは間違いありません。

本町は過疎地域に指定された結果、人々は将来に対して不安で希望すら持てない状況です。この20年間を総括し、新しい東庄のためにいろいろと考察しなければなりません。町においては、過疎対策としていろいろな政策を打ち出していますが、その効果は見えません。過疎対策予算を見ても目先の消費的予算が主で将来への投資的予算は全く見受けられません。町は新しい東庄のためにどのように考えているのでしょうか。お伺いいたします。

次に新型コロナ対策について。

5月26日付の新聞報道によると、本町における新型コロナウイルスの感染者は616名となっています。最近では毎日のように感染者が発表されています。感染者数のみが情報であって、それ以外は個人情報の保護ということで情報が遮断されています。感染者名の公表は求めておりません。民主主義社会においては正確な情報の公開は当たり前のことではないでしょうか。地区名や施設、教育現場等における発生状況等の情報は公開すべきだと思います。

法の支配を否定し、力による現状変更しようとする国家等においては、正確な情報は発信されず、為政者の行為は間違っていないと国民は思ってしまいます。

本町においては、新型コロナに関する情報は全くない状態です。情報公開しても何ら損することはないと思います。本町においては情報公開がされない状況が続いていますが、なぜでしょうか。お伺いいたします。

以上で最初の一般質問は終わります。一問一答については自席より行います。よろしくお願ひします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

ただいま質問事項1、新しい東庄のために、質問要旨1、過疎対策についてご質問がございましたので、お答えいたします。

東庄町は平成29年4月に過疎地域に指定されました。令和3年度からは過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法が10年間の時限立法で制定され、過疎地域として指定されております。

過疎地域の指定を受けますと、国より国庫補助金などのかさ上げがあり、財政措置が講じられます。また、過疎対策事業債を発行することが出来るようになり、元利償還金の7割が普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなります。更に税制措置としまして、特定の業種において法人税の優遇措置や固定資産税の課税免除することが出来るようになります。なお、固定資産税の課税免除はその減収額を基準財政収入額で措置されます。

これらの措置は、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法が人口の著しい減少に伴って、地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じることにより、これからの地域の持続的発展を図り、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的として制定されているためです。

町ではこれまで過疎地域自立促進計画、過疎地域持続的発展計画を策定し、東庄小学校西校舎や給食センター、放課後児童クラブ建設事業など、かさ上げされた国庫補助金を受けながら、補助金の残額について7割の交付税措置を受けられる過疎対策事業債を発行し、充当しております。

例年、町道整備事業なども過疎対策事業債を発行しております。

また、ハード部分だけでなく、先程申し上げました過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法の目的に沿い、各種事業を行っております。これまでに行っております新規就農支援金や創業支援金、今年度からは移住定住支援金、結婚新生活支

援事業補助金、空き家等活用事業補助金など、新規事業を展開し、過疎対策を実施しております。これらは人材の確保及び育成、雇用機会の拡充であり、人口減少に歯止めとなるよう将来への投資と考えております。

私からは以上です。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、質問事項2、新型コロナ対策について、質問要旨1、情報公開についてで、東庄町において感染者数以外の情報公開がされていない状況が続いているのはなぜでしょうかという質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように個人情報の保護に留意しなければならないと規定されております。

感染者の公表は、保健所を所管する自治体は独自で行えますが、保健所を所管していない自治体では独自に行えないため、千葉県からの情報を基に行うこととなります。

町内の感染者の公表については、千葉県からの情報をもとに町ホームページで年代、性別、検査確定日等の情報を公表しており、それ以外については千葉県からの情報がないため、公表出来ません。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

この20年間、給与所得は上がっていません。町の基幹産業である農業においても米価は半減しています。都市部と比較しても経済格差は明らかです。より良い働き口を求めて若い世代を中心に人口流出は歯止めがかかりません。経済的豊かさだけが幸せとは限りません。経済的に貧しくとも幸せを感じることもあります。

人口減少、過疎地域からの脱却を目指していろいろな対策が講じられています。新規就農支援金、創業支援金、移住定住支援金、結婚新生活支援事業補助金、空き

家等活用事業補助金等の支援金や補助金がめじろ押しです。このような支援金や補助金ありきの対策では知恵が感じられません。補助金プラスアルファが必要だということでしょうか。ただいまの答弁で若者にとって誇らしい町であり、町の魅力を語れるまちづくりが必要だと言われました。

新しい東庄のために一番大事にしたいことは、町民が「この町に住んで誇りに思えること」ではないでしょうか。そのためにいろいろな魅力あるまちづくりをすることだと思います。魅力ある町は、町外の人が評価します。今、まちづくりの方向性が見えた感じがします。行政を担う皆様方には新しい東庄のために真剣に考え、取り組んでくださることを切にお願いします。

それでは、一問一答に入ります。

新しい東庄のために、一問一答。

人口減少の最大の要因は経済格差だと申し上げましたが、千葉市と東庄町の1人あたりの所得は幾らでしょうか。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

千葉市と東庄町の1人あたりの所得額はというご質問ですが、個人所得を比較する統計は出ておりません。

以上です。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

本町の20年前の農家戸数は幾らでしょうか。

議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

20年前、2002年の農家戸数は把握しておりませんが、5年ごとに実施されております国の基幹統計調査である農林業センサスによりますと、2000年、22年前の農家戸数は1,159戸となっております。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

本町の現在の農家戸数は何戸でしょうか。

議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

同じく農林業センサスによりますと、2020年、2年前の農家戸数は594戸でございます。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

それでは最後に、20年後の農家戸数は何戸を見込んでいますか。

議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

農林業センサスによる2000年から2020年までの20年間の増減率から推計いたしますと、2040年、18年後の農家戸数は300戸程度になると予測いたします。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

農家戸数はこのように年々減少しています。経済の格差がある中で、離農された一家の所得は少なくなります。規模を拡大して離農された方の土地を全て耕作すれば良いのですが、条件が悪い土地は耕作放棄地となり、いろいろと問題となります。大規模化により大量の農薬が使用され、環境への負荷や持続可能性が失われます。規模拡大によるメリットやデメリットがあろうかと思いますが、町はどのように考えますか。

議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

まず、圃場を規模拡大することによるメリットにつきましては、作業効率の向上や経費の合理化などが挙げられます。

デメリットにつきましては、一つは、無農薬栽培や有機栽培など、栽培に手間のかかる高付加価値作物の生産などが困難であると考えます。

更に大規模化に伴い、圃場周辺の排水路などの管理が増えますので、除草作業などの負担が増加するということが挙げられます。ただし、この点につきましては、国の多面的機能支払交付金を活用した環境保全会の活動により、排水路や農道などを地域の資源として維持管理をする共同活動が活発に行われているところであります。10年前には町内1団体であった環境保全会が、現在、令和4年度は10団体に増加しているところでございます。

また、大規模化により、農薬が大量に使用されるという懸念につきましては、それぞれの農薬ごとに適正使用量が定められておりますので、経営規模の大小にかかわらず、農薬の適切な使用につきましては、関係機関と共に農家の皆様へ周知等をしてまいりたいと考えております。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

耕作放棄地に対して町はどのように考えますか。

議長（宮澤 健君）

農業委員会事務局長、前田泰孝君。

農業委員会事務局長（前田泰孝君）

耕作放棄地対策につきましては、まず、農地法第30条に基づく利用状況調査を農業委員会が主体となり、まちづくり課農政係と合同で毎年、実施しております。

この調査によりますと、令和元年度の耕作放棄地面積は147ヘクタール、令和2年度は152ヘクタール、令和3年度は158ヘクタールと徐々に増加している状況でございます。

農地の利用状況調査の後には、耕作放棄地の所有者を対象といたしまして、農地法第32条等に基づく利用意向調査を実施しております。この調査を基に農地中間管理事業等を活用した農地の流動化を促し、農地の集約、集積を進め、耕作放棄地の新規発生防止や解消に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

離農される方が年々増加するのに比例して耕作放棄地が拡大し続けています。中間管理事業を活用し、耕作放棄地の新規発生の防止や解消に取り組むと言っておりますが、この事業は既に破綻しています。多面的機能支払交付金を活用した環境保全会の活動も会員の高齢化と共に参加者の減少により、会の運営も難しい状況にあります。国からの補助金、交付金だけではこの問題の解決にはなりません。

町独自の対策がありましたらお伺いします。

議長（宮澤 健君）

農業委員会事務局長、前田泰孝君。

農業委員会事務局長（前田泰孝君）

国からの補助金、交付金に頼らない町の耕作放棄地対策ということにつきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員が耕作放棄地の発生予防・解消について積極的に活動しているところでございます。

後継者もなく、あと何年耕作を出来るのか、あるいは私の農地を引き受けてくれる人はいるのだろうかといった農家一人一人のお悩みを農業委員及び農地利用最適化推進委員が地域のコーディネーターとして相談にあたり、また、委員自ら常日頃から担当地区の農地の見回り活動を行い、どこにどのような耕作放棄地があるのか、また、今は耕作放棄地でなくても、例えば後継者がいない農家の農地がどこにあるのかなどの把握に努め、併せまして地域で中心となる担い手の発掘、育成といった新たな担い手の確保などの活動にも取り組んでいるところであります。

国からの補助金、交付金に頼らない町の主な耕作放棄地対策につきましては、以上のおりでございます。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

耕作放棄地については、一生懸命、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に大規模化の推進をすることも良いことだと思いますが、環境への負荷や持続可能性が失われないようにするため、町はどのように考えますか。

議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

町といたしましては、農業に由来する環境への負荷の低減を図ることは非常に大切なことであると考えております。

この度、令和4年5月2日付でみどりの食料システム法が公布されました。これに関連するみどりの食料システム戦略によりますと、2050年までに目指す姿といたしまして、化学農薬の使用量を50%低減、化学肥料使用量を30%低減、耕地面積に占める有機農業面積割合を25%に拡大などが掲げられております。

これらを実現するため、町といたしましては、関係機関と共に生産者に対しまして情報の周知並びに技術指導の推進等を図ってまいりたいと考えております。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

今言われました令和4年5月2日付で交付されたみどりの食料システム法の30年後の目標値を言われましたが、私はそれを聞いているのでありません。町はどのように考えているのかをお聞きします。

議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

繰り返しになりますが、町といたしましては、農業に由来する環境への負荷の低減を図ることは非常に大切なことであり、関係機関と共に、農家に対しまして情報の周知並びに技術指導の推進等を図ってまいりたいと考えております。

例えば、今年度新たに設立いたしました東庄町ジャンボタニシ防除対策協議会におきましては、関係機関として香取農業事務所から普及指導員の方を構成メンバーとして派遣していただいております。普及指導員からは防除対策の要である薬剤の選定や防除の方法などを会議の場で詳しくご説明いただき、このことにつきましては協議会のメンバーで、相互理解、情報共有しているところでございます。

今後も関係機関のご協力をいただきながら、町として農業に由来する環境負荷の低減などについて、生産者に対しまして情報の周知並びに技術指導の推進等に努め

てまいりたいと考えております。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

過疎対策で一番大事にしていることは何でしょうか。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

過疎対策で一番大切にしていることはというご質問ですが、東庄町過疎地域持続的発展計画では、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から産業の振興や地域における情報化など、12の項目で対策と計画を定めております。持続可能な地域社会を形成するためには、人口流出に歯止めをかけると共に、新しい人の流れを他の地域の人と関係づくりが必要と考えております。先程議員が新しい東庄のために一番大切にするのは、町民がこの町に住んで誇りに思えることではないでしょうかというご意見がございましたが、私どもも、特に若い世代の方々に、まず若者が誇れる町を、そういう思いで進めております。

町の魅力を語れるまちづくりが必要と考え、本町に住みたいと思う人が増えるよう、観光推進の底上げや世代間交流の取組のイベントをより一層充実させて交流人口の増加から将来的な本町の人口増進につながることを目的に実施し、予算措置をしております。その上で定住につながるよう、住宅取得に関する支援の拡充や移住者への経済的負担の軽減を図るなど、今後また検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

次に、ポーク&ビア開催の趣旨は何でしょうか。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、高木議員から質問のポーク&ビア夏祭りの趣旨についてお答えをいたします。

ポーク&ビア夏祭りは、東庄町の特産であるSPF豚と豚肉に合うおいしいビールを提供することで、例年、お盆の時期に開催し、多くの方が来場する東庄町の目玉のイベントです。

趣旨としては、東庄町の特産である豚肉をPRし、コミュニティーが希薄になっている時代に町内、町外の多くの方が楽しめる場を提供することにより、東庄町に愛着、関心を持ってもらおうと共に、U・I・Jターンの足がかりにするためのイベントです。

なお、ポーク&ビア夏祭りの主催は、東庄町を盛り上げていこうという有志で立ち上げた東庄まちおこし隊と東庄町観光協会が事務局がまちづくり課産業振興係となります。よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

ポーク&ビアは、役場駐車場で行われる飲み会ではないでしょうか。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

議員がおっしゃるとおり、ポーク&ビア夏祭りは役場駐車場で行われる飲食を中心に楽しむイベントです。しかし、ポーク&ビア夏祭りは、町を離れた人と昔の友達や親戚などの親しい人に会う動機になる場であり、子供から大人まで楽しめる地域住民がコミュニケーションを作る場でもあります。また、町内外からも多くの方が集まり、町の活性化につながることを期待出来るイベントと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

ポーク&ビア夏祭りの趣旨は、東庄産SPF豚ポークのPRと町民同士のコミュニティーのためと理解します。SPF豚とコミュニティーのためならば役場駐車場

で飲み会をすることは無いと思います。S P F豚のP Rや販売促進については今までいろいろと頑張ってきたと思います。そういう健全な方法では駄目なんですか。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

ポーク&ビア夏祭りは、S P F豚の販売促進だけが目的でなく、イベントの主催である東庄まちおこし隊では、お盆に帰省した人を含めた来客同士のコミュニケーションが図れる楽しい場を提供して集客出来るイベントをコンセプトに挙げております。

また、縁日コーナーなどもあり、子供達や家族団らんでも参加出来るお祭りです。

よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

いろいろなことを言われて、この駐車場で結局は飲み会なんですよ。飲み会でまちおこし、まちづくり、そんなの出来ませんよ。私はそう言いたい。

次に、新型コロナ対策について。

小学校、中学校の教育現場やいろいろな施設等においても感染者が何人も見つかっておりますが、検査や措置等について、どのように行われているのでしょうか。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

感染者が発生した場合の教育現場や各種施設等における検査や措置等についてお答えいたします。

学校、保育園等で感染者が発生した場合、保護者から感染が判明した旨の連絡が入ることとなっております。また、感染拡大の可能性がある場合には、保健所から連絡が入ることとなります。

感染者が発生した場合の学校、保育園等におけるP C R検査等については実施してはおりませんが、感染拡大の可能性のある場合等は保健所からの指導により検査を実施することもあります。

教育施設においては、学校における感染対策ガイドラインに基づき、消毒、換気等の感染対策を講じ、必要に応じ学級閉鎖・学年閉鎖等の措置を取ることとなります。

また、各種施設におきましても、消毒・換気等の感染対策を講じ、必要に応じ休館等の措置を取ることとなります。

現在、感染者については、毎日の健康状態を入力するシステムであるMyHER-SYSに登録していただくことで県が健康観察を行っています。

一般的に有症状患者については、発症日を0日目とした10日目を経過するまでが療養期間で、その翌日が療養解除日となります。また、濃厚接触者の待期期間については、感染者との最終接触日から7日間となります。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

新型コロナウイルスによる重傷者、死亡者は何人でしょうか。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

新型コロナウイルスによる重傷者、死亡者は何人かについてお答えいたします。

重傷者、死亡者の人数については、千葉県から町へ情報が公開されておりませんので、把握しておりません。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

児童・生徒のワクチン接種はどのようになっていますか。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

児童・生徒のワクチン接種についてどのようになっているかということですから

ども、5歳から15歳までのワクチン接種については、町ホームページ及び広報で接種券の発送、接種出来る医療機関、接種開始日等をお知らせしております。

5歳から11歳へのワクチン接種については、本年3月から実施、12歳から15歳へのワクチン接種については、昨年9月末から実施しており、医療機関での個別接種となります。

6月2日現在、2回目接種が終了した人数は、5歳から11歳が157人、12歳から14歳が192人でございます。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

これからの感染見通しと、特に教育現場における感染予防対策についてお聞かせください。

議長（宮澤 健君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

それでは、私から、教育委員会からは教育現場における感染対策についてお答えいたします。

基本的な感染対策は、1、毎朝の健康観察、2、マスクの適切な着用、3、定期的な手洗いと換気、4、狭い閉鎖空間での密集状態の回避、以上の4点を徹底しております。

具体的には、家庭において登校前の健康観察を実施すると共に、本人に熱や風邪症状がある場合には自宅で休養することを徹底しております。前日の夜に発熱があり、翌日には症状がおさまった場合についても自宅で休養するようにしております。

学校においては、登校した時及び部活動の開始前などに検温をすることで子供達の健康状態を把握するようにしております。

学校では、児童・生徒、教職員等は原則マスクを着用して過ごしております。ただし、熱中症を防止する観点から、屋外や周囲と十分な距離が取れる場合などには一時的にマスクを外すことも可能としております。

そして、教室等の換気は常時ドアや窓を開け、空気の流れを作るよう徹底してお

ります。

更に、小まめに石けん等による手洗いをを行うよう徹底し、手洗いが出来ない場面では消毒用アルコールによる手指消毒を実施しております。

また、学校行事等は、安易に中止するのではなく、感染対策を講じた上で出来る限り多様な活動を実施するようにしております。保護者等への授業参観などは密集を避けるための人数制限をした上で、基本的な感染対策を実施するよう要請して行っております。

その他、各場面で基本的な感染対策に準じた行動を徹底し、学校内での感染拡大の予防に努めております。

以上で答弁を終わります。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（宮澤 健君）

以上で、高木武男君の一般質問を終わります。

次に、5番、佐久間義房君。

5番（佐久間義房君）

5番、佐久間です。質問事項、公金の誤送金についてお伺いします。

誤って送金した公金は、回収するのが難しいのではないかと考えます。振り込まれた者によっては、返金してくれるケースもあると思いますが、最近報道でよく耳にする話題ですが、返金に応じてくれないといった事例も過去にはあると思います。

振り込まれた公金の一部は回収出来ないことがあると思われれます。その場合、多かれ少なかれ町が債務を負うことになり、町民に大きな負担、不安を与えるのではないのでしょうか。

そこでお聞きします。東庄町において、誤送金を防ぐ対策について伺いたい。このような事案が起きた場合のために関係各課の対策はどのように行っているのか、また、万が一起こってしまった時の対策をお聞きします。

以上で1回目を終わりです。2回目以降は自席にて一問一答で行います。

議長（宮澤 健君）

会計管理者、岩瀬澄子君。

会計管理者（岩瀬澄子君）

ご質問のありました公金の誤送金についての質問要旨1、東庄町において誤送金を防ぐ対策についてお答えします。

最初に送金までの事務の流れを説明します。

収入・支出の事務は、財務会計システムを使用し、行っています。

定期的な支払いのある事業者、個人については、債権者コードを設定し、住所、氏名、電話番号、口座情報を登録してあります。

各担当は、このコードを使用し、支出負担行為票及び支出票など、支払伝票を起票します。必要書類を添付し、課内で決済後、財政担当へ提出し、財政担当で確認後、出納室へ届けられます。

出納室では、支払伝票を確認後、支払の手続きをします。まず、支出票の伝票番号を入力し、登録された口座へ振り込むデータを作成します。次に、口座振替払依頼書を出力して内容を確認します。内容確認後、データをUSBメモリに保存し、千葉銀行手続センターへ送信します。データ送信後、オンラインデータ伝送依頼書をファクシミリで送付します

振込データは、一度作成すると同じ支出票の番号を入力しても重複してデータを作成することは出来ません。

データを送信後、支出伝票、オンラインデータ伝送依頼書、払戻請求書を千葉銀行の派出に依頼します。

また、出納室で支払いデータを作成する以外にも、報酬や医療費の給付など各担当係で振込データを作成することもあります。この場合も、各担当係で確認後、USBメモリに保存し、振込データ一覧、オンラインデータ伝送依頼書と共に出納室に届けられます。

支出伝票は、財政に提出された後、出納室に届きます。支出伝票が出納室に届いてからデータ一覧を伝票の添付書類により確認し、出納室で作成したデータ同様に、データ及び伝送依頼書を送付し、支出伝票、オンラインデータ伝送依頼書、払戻請求書を千葉銀行の派出に依頼します。

以上、支払い手続きについて申し上げましたが、債権者コードからの支払いデータの作成では重複データの作成は出来ず、各担当係で作成されたデータは、担当係、

出納室とチェックをしており、支払いには必ず支出票の起票が必要で、その金額と合わなければ支払いは出来ません。

誤送金の起きる可能性は低いと思われます。

以上です。

議長（宮澤 健君）

5 番、佐久間義房君。

5 番（佐久間義房君）

誤送金で振り込まれた公金の回収や補填はどのような取扱いになるのでしょうか。

議長（宮澤 健君）

会計管理者、岩瀬澄子君。

会計管理者（岩瀬澄子君）

誤送金が発生する可能性は低いと思いますが、そのような事態が発生した場合、ご理解をいただけるよう誠心誠意対応してまいりたいと思います。また、そのような事態が起きないように、公金を扱うことの重要性を十分認識し、各担当係とも問題意識を共有し、細心の注意を払い、適正な会計事務を行っていきたいと思います。

以上です。

議長（宮澤 健君）

5 番、佐久間義房君。

5 番（佐久間義房君）

このような問題が発生した場合、顧問弁護士など、町では相談出来る体制となっているのかをお伺いします。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

本町では、政策法務アドバイザーとして弁護士と法律顧問契約を結んでおります。このような問題が発生した場合には、相談出来る体制となっております。よろしくお願いたします。

議長（宮澤 健君）

5 番、佐久間義房君。

5 番（佐久間義房君）

この町では、あのような誤送金は起きないだろうと思いますけれども、人間のやることですから、多少は間違えが起きるかなと思いますけれども、このようなことが起きないように、町一丸となって公金の送金対策を考えていただき、要望として一般質問を終わりとします。

以上です。

議長（宮澤 健君）

以上で、佐久間義房の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後２時からとします。よろしくお願ひします。

（午後 １時４８分 休憩）

（午後 ２時００分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第６、同意第１３号、固定資産評価員の選任についてを議題とします。

ここで町民課長、香取康成君の退席を求めます。

（町民課長香取康成君 退席）

議長（宮澤 健君）

職員に議題の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第１３号、固定資産評価員の選任についての提案理由を申し上げます。

固定資産評価委員につきましては、地方税法第４０４条第２項の規定によりまして、固定資産を適正に評価し、町長が行う価格の決定を補助するため、議会の同意を得て選任することとされております。

今まで前副町長の金島正好が評価員を兼ねておりましたが、辞任届が提出され、町民課長の香取康成を評価員に選任したいということでございます。

ご審議の上、同意をいただきますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいま議題となりました同意第13号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから同意第13号、固定資産評価員の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第13号は同意することに決定しました。

ここで町民課長、香取康成君は入場してください。

（町民課長香取康成君 入場）

議長（宮澤 健君）

日程第7、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例）、日程第8、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、以上2件を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました承認第2号、町税条例等の一部を改正する条例及び承認第3号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律並びに地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日にそれぞれ公布され、原則として4月1日から施行されることに伴い、地方税法等を引用する町税条例及び令和3年6月議会において承認をいただきました町税条例等の一部を改正する条例並びに東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じました。急を要するため、3月31日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分の承認を求めますのでございます。

以上、承認第2号、第3号について提案理由を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。

ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、承認第2号、町税条例等の一部を改正する条例の内容について、ご説明を申し上げます。

議案書、5ページをご覧ください。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されることに伴う改正でございます。

今回の改正の主なものは、町民税及び固定資産税の改正が主な改正点となっております。

なお、改正条例につきましては、まず町税条例の一部の改正を行い、次に、令和3年6月議会で承認をいただきました町税条例等の一部を改正する条例の未施行部分について一部改正を行うものとなっております。

それでは、町税条例の一部を改正する条例の主なものについて、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料の1ページをお願いいたします。

新旧対照表の左側の改正案により、初めに第1条による改正について、説明させていただきます。

第18条の4の改正は、納税証明書の交付に関する改正で、地方税法の令和4年

改正において納税義務者からDV被害者等である旨の申出を受けた場合に、本人以外の者から請求があった際に、住所等を削除する等の措置を講じた上で交付しなければならないとなりました。それに伴う改正となります。

第33条第4項及び第6項は、住民税所得割の課税標準に関する改正で、改正前は総合課税、分離課税と二つある課税方式を、所得税と住民税で異なる課税方式を選択出来ましたが、今回の改正で課税方式を一致させることとする改正であります。

なお、適用を受けようとする旨の記載がある確定申告書が提出された場合に限り適用されます。

2ページをお願いいたします。

第34条の9第1項及び第2項は、住民税の配当割額、株式等の譲渡所得割額の控除に関する改正で、内容は先程の第33条第4項及び第6項の改正と同様でございます。

3ページをお願いいたします。

第36条の2第1項の改正は、公的年金受給者の住民税申告義務にかかる規定の整備です。

次に、4ページをお願いいたします。

第36条の2第2項の改正は、省令改正に合わせた項ずれの改正になります。

第36条の3第2項及び第3項の改正は、法律改正に合わせた規定の整備になります。

第36条の3の2第1項の改正は、給与所得者の扶養親族申告書について退職手当等により配偶者控除等の対象とならない配偶者であっても申告書に配偶者氏名を記載するように規定した改正となります。

5ページをお願いいたします。

第36条の3の3第1項の改正は、公的年金受給者の扶養親族申告書について、退職手当等により配偶者控除等の対象とならない配偶者であっても申告書に特定配偶者氏名を記載するよう規定した改正となります。

第48条第9項及び第15項の改正は、法律改正に合わせた項ずれの改正になります。

6ページをお願いいたします。

第73条の2及び第73条の3の改正は、先程第18条の4の改正で説明した内

容と同様にDV被害者等の保護のため住所等を削除する等の措置を講じた上で、固定資産課税台帳の閲覧、証明書の交付をしなければならないという改正になります。

7ページをお願いいたします。

附則第7条の3の2の改正は、所得税において住宅借入金特別控除の適用期間が延長されたことに伴い、住民税においても同様に延長する改正となります。

附則第10条の2の改正は、固定資産税等の課税標準の特例、わがまち特例ですが、こちらに関わる改正になります。法律改正に合わせた項ずれによる改正であります。

なお、9ページにございます新設された第25項に関しましては、貯留機能保全区域の指定を受けた土地にかかる課税標準の特例措置の割合を定める規定になります。

附則第10条の3の改正は、固定資産税において省エネ改修工事を行った住宅にかかる特例の拡充等に伴う改正になります。

10ページをお願いいたします。

附則第12条の改正は、固定資産税にかかる負担調整措置についての改正で、激変緩和の観点から、令和4年度に限り商業地等にかかる課税標準額の上昇幅を評価額の5%から2.5%に抑える改正になります。

附則第16条の3第2項の改正は、住民税の申告分離課税の所得税での適用がある場合に限り適用される改正になります。

11ページをお願いいたします。

附則第17条の2第3項の改正は、引用条項の削除に伴う規定の整備になります。

附則第20条の2第4項及び附則第20条の3第4項並びに第6項の改正は、住民税の課税の特例に関する改正で、申告方式の選択にかかる規定の整備になります。

13ページをお願いいたします

附則第26条の改正は、附則第7条の3の2の改正において住宅借入金等特別控除の適用期間が延長されたことにより同改正には新型コロナウイルス感染症を踏まえた上乗せ措置が包含をされているため、削除されることとなります。

続きまして、第2条の改正について、説明させていただきます。

14ページをお願いいたします。

こちらは町税条例の一部を改正する条例の一部改正になります。

まず、上段の改正ですけれども、令和3年改正条例の第36条の3の3の改正規定において、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備を行う改正であります。

下段の附則第2条第3項の改正は、町民税の経過措置に関する改正規定において規定の整備を行う改正であります。

続きまして、附則の説明をいたしますので、恐れ入りますが、議案書の9ページをお願いいたします。

附則の第1条では、この条例の施行期日を定めております。

第2条では、納税証明書に関する経過措置、第3条では、町民税に関する経過措置、第4条では、固定資産税に関する経過措置の整備を行っております。

次に、承認第3号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明申し上げます。

議案書の14ページをお願いいたします。

こちらにつきましても、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されることに伴う改正でございます。

今回の主な改正ですけれども、課税限度額の改正が主なものとなっております。

恐れ入りますが、参考資料の15ページをお願いいたします。

新旧対照表の左側の改正案により説明させていただきます。

第2条の改正は、課税額に関する改正で、第2項は基礎課税額の課税限度額63万円から65万円に、第3項は後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を19万円から20万円にそれぞれ引き上げる改正となります。

第23条の改正は、国民健康保険税額の減額に関する改正で、第2条の改正に伴い基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を同様にそれぞれ引き上げる改正となります。

附則第2項の改正は、公的年金等にかかる所得にかかる国民健康保険税の課税の特例に関する改正で、規定の適正化による改正となります。

続きまして、附則の説明を申し上げますので、恐れ入りますが再び議案書の14ページをお願いいたします。

附則第1条では、この条例の施行期日を定めております。

第2条では、適用区分を定めており、今回の改正規定は令和4年度以降の年度分について適用し、令和3年度分までについては、なお従前の例によることとされております。

以上で説明を終わります。ご承認賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第2号は承認することに決定しました。

次に、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第3号は承認することに決定しました。

日程第9、議案第16号、東庄町選挙公報の発行に関する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第16号、東庄町選挙公報の発行に関する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

公職選挙法第172条の2の規定では、市町村の議会の議員、または市町村長の選挙においては、当該選挙を管理する選挙管理委員会は条例で定めるところにより選挙公報を発行することが出来るとされております。本町では、選挙公報に関する条例が定められておらず、町議会議員及び町長の選挙において選挙公報は発行されておりませんでした。今回の条例制定は、公費をもって全候補者の政策を有権者へ公平に伝えるため選挙公報を発行出来るようにするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第16号、東庄町選挙公報の発行に関する条例を制定することについての内容の説明を申し上げます。

町長の提案理由にありましたように、本条例は町議会議員及び町長の選挙においても選挙公報を発行出来るようにするために制定するものでございます。

議案書の16ページをお願いいたします。

内容ですが、第2条では、選挙公報の発行について選挙公報を選挙ごとに1回発行する旨を定めております。

第3条では、掲載文の申請、第4条では発行手続きについて定めております。

なお、詳細については候補者への事前説明会等で説明する予定でございます。

第5条第1項では、配布について、選挙の期日の前日までに各世帯に配布することを規定しております。

17ページをお願いします。

第5条第2項では、各世帯に配布が困難である場合の配布方法や配布を補完する措置について定めております。なお、選挙公報の配布を補完する措置として国政選挙等と同様に役場庁舎への備置き、病院やコンビニの店舗等への備置きなどを想定しております。

第6条では、発行を中止する場合について定めております。無投票となった場合や天災など、特別な事情がある場合は発行を中止することとなります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

7番、花香孝彦君。

7番（花香孝彦君）

7番、花香です。大きく2点、伺わせていただきます。

1点目として、第5条、配布について、どのような方法で配布するのか伺わせていただきます。

2点目として、町の選挙公報は初めて発行するものであり、入手したいと考える町民は多く、期待も大きいと思います。配布方法や配布場所などの入手方法については、町の広報などにより周知していただけると考えますが、第6条、発行を中止する場合の周知についても発行することの周知と併せて周知をお願いしたいと考えます。

2点目の質問として、周知について伺います。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、花香議員のご質問にお答えいたします。

1点目は、どのような方法で配布するのかというご質問でございますが、国政選挙などと同様に行政協力員の皆様のご協力をいただき、各戸配布をすることを想定しております。

また、先程もご説明いたしましたが、配布を補完する措置として役場庁舎への備置き、病院やコンビニなどの店舗等への備置き等を想定しております。

次に2点目、発行を中止する場合の周知についてご説明をいたします。

議員がおっしゃるように町の選挙の選挙公報を初めて発行する場合には、配布方法や配布場所などの入手方法について、広報等により周知する予定でございます。

無投票となった場合や天災など、特別な事情がある場合は、発行を中止する旨についても事前に広報等で周知をしたいと考えています。

よろしく願いいたします。

7番（花香孝彦君）

ありがとうございました。

議長（宮澤 健君）

よろしいですか。他にありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第16号、東庄町選挙公報の発行に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第17号、東庄町議会議員及び東庄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第17号、東庄町議会議員及び東庄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

令和4年4月6日に公布された公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、国の選挙における公費負担の限度額が引き上げられました。今回の改正は、東庄町議会議員及び東庄町長の選挙における公費負担の限度額についても今回改正された公職選挙法施行令に準じて改定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第17号、東庄町議会議員及び東庄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明を申し上げます。

議案書の19ページをお願いします。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に公布され、同日から施行されました。この政令は、最近の物価の変動等に鑑み国の選挙における公費負担の限度額について引上げを行うものでございます。

東庄町議会議員及び東庄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例で定める選挙公営限度額についても今回改正された公職選挙法施行令に準じて改定するものでございます。

内容といたしましては、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常はがき等の作成の公営に要する経費にかかる限度額を引き上げるものでございます。

それでは、参考資料の17ページをお願いします。

初めに第4条第2号の改正は、一般運送契約、ハイヤー方式と言われるものですが、これ以外の契約における自動車公営費について、一日の上限額を1万5,800円から1万6,100円に、燃料費の限度額を7,560円から7,700円に引き上げるものでございます。

続いて、参考資料18ページをお願いします。

第8条では、選挙運動用ビラの作成費について1枚当たりの作成単価上限額を7円51銭から7円73銭に引き上げるものでございます。

第11条では、選挙運動用ポスターの作成単価上限額について、525円6銭にポスター掲示場の数に乗じて得た金額に31万500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額としていたところでございますが、それぞれ541円31銭と31万6,250円に引き上げるものでございます。

議案書の方にお戻りください。19ページ、最後に条例の施行日ですが、公布の日から施行し、改正後の規定は施行日以後、その期日を告示される選挙について適用することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第17号、東庄町議会議員及び東庄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第18号、東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて、日程第12、議案第19号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上2件を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (宮澤 健君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました議案第18号及び第19号の提案理由を申し上げます。

現在、東庄病院の看護補助の業務については、会計年度任用職員で対応しているところでございますが、令和6年度開設予定の介護医療院の運営について万全を期するため、看護補助の業務に従事する職員を一般職の職員としても採用したく、東庄町職員定数条例及び一般職の職員の給与に関する条例の改正を行うものでございます。

議案第18号につきましては、東庄町職員定数条例の改正で、病院事業の職員の定数を50人から60人に改めるものでございます。

議案第19号につきましては、一般職の給与等に関する条例の改正で、看護補助の業務を行う職員を一般職の職員として採用するにあたり、給料表及び級別基準職務表に、職名を追加するものであります。

以上、2議案について申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長 (宮澤 健君)

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第18号と第19号、両案の内容を説明いたします。

まず、議案第18号、東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて内容をご説明申し上げます。

議案書の21ページをお願いします。

今回の改正は、町長の提案理由にもありましたように、現在、全て会計年度任用職員で対応している看護補助の業務に従事する職員を一般職の職員としても採用したく、東庄町職員定数条例の一部を改正するものであります。

看護補助の業務に従事する職員の確保につきましては、近隣病院や施設などでも大変苦慮している状況であります。

令和6年度に開設予定の介護医療院の円滑な運営に向けた適正な人員配置を行うため、看護補助の業務に従事する職員を会計年度任用職員だけではなく、計画的に一般職の職員としても採用したく、改正するものでございます。

恐れ入りますが、参考資料の20ページをご覧ください。

新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

第3条第1項第1号、病院事業の職員を50人から60人に改める改正となります。

なお、現在の東庄病院の職員数は48名であり、本年度の看護補助者の募集人数は6名程度を予定しております。

今後の予定といたしましては、議決をいただいた後、募集、選考を行い、10月からの採用を予定しております。

定数に若干の余裕がございますが、新型コロナウイルス感染症などの不測の事態に対応するため、医師をはじめ、専門職の迅速な採用に備えるものでございます。

続きまして、議案第19号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての内容をご説明申し上げます。

議案書の23ページをお願いします。

こちらの改正も看護補助の業務に従事する職員を一般職の職員として採用することに伴う改正が主なものとなります。

恐れ入りますが、参考資料21ページをお願いします。

新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

別表第1、ロ行政職給料表（二）の備考に看護補助の業務にあたる職員を看護補助者と規定し追加いたします。

続いて、別表第5、ロ行政職給料表（二）級別基準職務表に看護補助者を規定し追加いたします。

基準となる職務といたしましては、22ページをご覧ください。

職務の級、1級は看護補助者の職務、2級は主任看護補助者の職務、3級は相当な経験を必要とする主任看護補助者の職務とするものでございます。

なお、今回の改正にあたり、別表中の道路補修員の職名についても施設管理員に改正しております。こちらは現在使用されている職名に改める改正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第18号、東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第20号、令和4年度東庄町一般会計補正予算(第1号)、日程第14、議案第21号、令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第1号)、以上2件を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(宮澤 健君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました議案第20号、第21号について提案理由を申し上げます。

最初に、議案第20号、令和4年度東庄町一般会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,881万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億9,681万7,000円とするものであります。

主な補正内容でございますが、総務費関係では、行政デジタル化推進業務委託及びマイナンバーカード普及事業について新規で計上をいたしました。

次に、民生費関係では、外出支援バスの購入、住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び子育て世帯生活支援特別給付金事業を新規で計上をいたしました。

次に、教育関係では、感染症対策事業を計上しております。

続いて、議案第21号、令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

初めに、予算第3号に定めた収益的支出の補正であります。病院事業費用の医業

費用に1,250万円を追加し、病院事業費用総額を11億4,015万3,000円にするものであります。

内容につきましては、職員採用に伴う人件費の増額と、それに伴う経費の減額補正をするものであります。

また、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費につきましては、職員給与費を1,393万8,000円増額し、5億3,654万円とするものであります。

以上、議案第20号、議案第21号について提案理由を申し上げました。

詳細につきましては、担当課長、事務長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

私からは、議案第20号、令和4年度東庄町一般会計補正予算（第1号）について内容のご説明を申し上げます。

歳出予算から申し上げますので、議案書の30ページをお願いいたします。

初めに、2款・総務費、1項・総務管理費、4目・財産管理費の12節・行政デジタル化推進業務委託861万7,000円、行政手続きに関する各種届出の一部をマイナンバーカードを利用してオンラインで完結出来るようにするシステムの導入となりまして、これにより転出入の届出などが自宅からオンラインで出来るようになります。財源は、2分の1が国庫補助金となります。

5目・企画費の18節・コミュニティ助成事業助成金120万円、竜神台区の集会所の照明LED化に対する補助金で、こちらの財源は全額コミュニティ助成事業補助金となります。

3項1目・戸籍住民基本台帳費128万6,000円につきましては、マイナンバーカードの普及促進を目的とした事業となり、国庫補助金を受けての事業となります。1節から8節までは、マイナンバーカードの申請や受領の窓口業務について、会計年度任用職員を7月から1名雇用するものとなり、10節では消耗品を、11節、13節及び17節では、現在、国から貸与されております申請補助端末などについて7月に返却となるため、新規にWi-Fi通信料、タブレット端末のリース

及びICカードリーダーの購入について計上したものでございます。

4項・選挙費、2目・参議院議員通常選挙費の10節・消耗品費76万3,000円、ポスター掲示板の区画数の変更があったことによる増額補正となります。こちらの財源は全額県支出金となります。

3目・町長選挙費の10節・印刷製本費10万3,000円、先程可決いただいた議案第16号、選挙公報の発行にかかる費用を新規で計上したものです。

次に、3款・民生費、1項・社会福祉費、31ページをお願いいたします、2目・老人福祉費の17節・車両購入費418万3,000円、当初予算で老朽化した29人乗りの外出支援バスについて1台、買換え購入する予算を計上していましたが、同時に宝くじ振興財団へコミュニティ助成事業補助金を申請し、今回、交付が決定したため追加で1台購入するものです。

財源の助成金は2台分で1,000万円となり、差額につきましては当初予算の財源振替となります。

8目・住民税非課税世帯等臨時特別給付金の合計2,346万円、18節・住民税非課税世帯等臨時特別給付金と給付にかかる経費となっております。この給付金は、令和4年度の住民税均等割課税の世帯で令和3年度に当給付金を受給していない方及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した世帯に対し1世帯当たり10万円給付するもので、230世帯分を計上しております。財源は全額国庫支出金となっております。

2項2目・児童福祉費、児童措置費の合計580万円、18節・子育て世帯生活支援特別給付金と給付にかかる経費となっております。この給付金は子育て世帯のうち非課税世帯を対象に子供一人当たり5万円を給付するもので、100名分を新規で計上しております。こちらの財源は全額国庫支出金となっております。

次に、5款・農林水産業費、1項・農業費、32ページに移りまして、5目・農地費の18節・土地改良施設維持管理改修事業補助金12万9,000円、干潟土地改良区、夏目支区及び窪野谷土地改良区に対する補助金で、破損した用水路の修繕などに事業費の10分の1を補助するものです。

次に、9款・教育費ですが、こちらは新型コロナウイルス感染症対策として実施する事業で、財源として事業費の2分の1が国県支出金の歳入となっております。

内容ですが、2項・小学校費、1目・学校管理費の10節・消耗品費58万7,

000円及び17節・学校管理用備品123万7,000円、体温計やパーテーション、抗原検査キット、壁かけ扇風機、加湿器などを購入します。

3項1目・中学校費、学校管理費の10節・消耗品費95万円、パーテーション、抗原検査キットなどの購入となります。

4項1目・幼稚園費の10節・消耗品費10万5,000円及び17節・幼稚園管理用備品39万7,000円、アクリルスタンド、消毒用アルコール、空気清浄機、パーテーションなどの購入費となっております。

次に、歳入について申し上げます。議案書の29ページをお願いいたします。

15款・国庫支出金、2項・国庫補助金、1目・総務費国庫補助金、1節・番号制度補助金128万2,000円、歳出補正で申し上げました総務費のマイナンバーカード普及事業に対する国庫補助金となります。

同目2節・デジタル基盤改革支援補助金430万8,000円、歳出補正で申し上げました総務費の行政デジタル化推進業務委託に対する国庫補助金となります。

2目・民生費国庫補助金、2節・児童福祉費補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金580万円、歳出補正の民生費で申し上げました子育て世帯支援特別給付金の国庫補助金となります。

4節・住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業補助金2,346万円、歳出補正の民生費で申し上げました同名の給付金に対する国庫補助金となっております。

5目・教育費国庫補助金、1節・教育費補助金の学校保健特別対策事業費補助金135万円、歳出補正で申し上げました教育費の小中学校の新型コロナウイルス感染症対策に対する補助金となります。

次に、16款・県支出金、2項6目1節・県補助金、教育費県補助金、学校教育費補助金の千葉県教育支援体制整備事業費補助金25万円、歳出補正で申し上げました教育費の幼稚園費の新型コロナウイルス感染症対策に対する補助金となります。

3項1目4節・委託金、総務費委託金、選挙事務委託金、参議院議員選挙事務委託金76万3,000円、歳出補正で申し上げました総務費の参議院議員通常選挙費に対する補助金となります。

一つ飛ばしまして21款・諸収入、5項3目5節・雑入のコミュニティ助成事業助成金1,120万円、歳出補正で申し上げました総務費の同名事業及び民生費の車両購入事業に対する宝くじ振興財団からの助成金となります。

同節の雇用保険個人負担分4,000円、会計年度任用職員の雇用保険の本人負担分となります。

一つ戻りまして、歳入が歳出に不足する40万円について20款・繰越金で前年度繰越金を補正するものです。

以上で一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

病院事務長、渡辺佳則君。

病院事務長（渡辺佳則君）

それでは、議案第21号、令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）について内容を説明申し上げます。

議案書の44ページをお願いいたします。

令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）実施計画内訳書でございます。

収益的収入及び支出のうち支出で、1款・病院事業費、1項・医業費用、1目・給与費、1節・給与に1,122万3,000円を追加、2節・手当に640万6,000円を追加、3節・報酬を734万6,000円減額、4節・法定福利費に365万5,000円を追加、3目・経費、3節・旅費交通費を17万6,000円減額、12節・保険料を126万2,000円減額し病院事業費用の総額を11億4,015万3,000円とするものであります。

この補正につきましては、令和6年度に開設する介護医療院の円滑な運営に向け、看護補助者を確保するため職員として採用することに伴うものです。

なお、この看護補助者の確保につきましては、近隣病院や介護施設においても苦慮している状況であります。必要な人材を確保し、引き続き安定的な運営に努めてまいります。

続きまして、38、39ページをお願いいたします。

予定キャッシュフロー計算書であります。当期純利益を1,028万2,000円減額し、710万2,000円の減、賞与引当金の増減額を183万2,000円、法定福利費引当金の増減額を38万6,000円、それぞれ減額し、合計で1,250万円の現金減少を見込み、39ページ下段の現金及び現金同等物の期末残高

は1,649万円となる予定です。

続いて、40ページ、41ページは、給与費明細書となっております。

以上で病院事業会計補正予算(第1号)の説明を終わりにします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長(宮澤 健君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第20号、令和4年度東庄町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第21号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後3時20分からとします。

(午後 3時09分 休憩)

(午後 3時20分 再開)

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（令和3年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書）、日程第16、報告第2号、事故繰越し繰越計算書について（令和3年度東庄町一般会計事故繰越し繰越計算書）、以上2件を一括議題とします。

職員に報告の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（宮澤 健君）

町長より報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました報告第1号、報告第2号について、報告を申し上げます。

初めに、報告第1号、令和3年度東庄町一般会計の繰越明許費繰越計算書について、ご報告を申し上げます。

令和3年度予算のうち年度内に終わらない見込みの事業について、先の令和3年9月定例会、12月定例会及び3月定例会で繰越明許費の設定を行い、承認をいただいたところでございますが、今回、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告をさせていただくものであります。

続いて、報告第2号、令和3年度東庄町一般会計事故繰越し繰越計算書について、ご報告を申し上げます。

令和2年度繰越予算のうち令和3年度に繰越明許費として繰り越した事業及び令和3年度予算で避け難い事故のため、年度内で支出が終わらなかったものについて、令和4年度へ繰り越す額が確定をし、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、ご報告をさせていただくものでございます。

以上、報告第1号、報告第2号について、提案理由を申し上げました。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは私から、報告第1号、繰越明許費繰越計算書の内容について、ご説明いたします。

議案書の46ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもございましたとおり、昨年度補正予算にて設定しました繰越明許費につきまして、繰越明許費計算書の報告を行います。

表中、款、項、事業名及び金額につきましては、繰越明許費を設定しました額を記載しておりまして、翌年度繰越額は実際の繰越額となっております。

また、その右側には、翌年度繰越額の財源内訳を記載しております。

初めに、2款・総務費、1項・総務管理費の庁内サーバー更改業務3,591万5,000円、LGWAN系サーバーの更改業務となります。

同項の施設維持管理工事362万円、庁舎多目的ホールの雨漏り修繕工事となります。

同項の町有地法面維持管理工事につきましては、繰越明許費の設定をしましたが、年度内に業務が完了しましたので、実繰越しはなしとなります。

次に、3項・戸籍住民基本台帳費の行政手続きオンライン化事業55万円、住民記録システムの改修となります。こちらの財源は、全額国庫支出金となっております。

次に、3款・民生費、1項・社会福祉費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、繰越明許費設定額5,391万円に対し、実繰越額3,904万2,000円、給付金申請額が繰越明許費設定時の見込みより増加し、年度内に給付したため減額となっております。こちらの財源は全額国庫支出金となっております。

2項・児童福祉費の保育士・幼稚園教諭等待遇改善臨時特例事業406万8,000円、保育士等に対する補助金で、こちらも財源は全額国庫支出金となっております。

同項の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業53万5,000円、放課後児童支援員等に対する補助金で、こちらも財源は全額国庫支出金となっております。

5項・子育て世帯への臨時特別給付金、繰越明許費設定額70万1,000円に対し、実繰越額10万1,000円、令和4年3月出生の子供に対する補助で、申請期間が終了し事業費が確定したことによる減額となっております。こちらも財源は全額国庫支出金となっております。

次に、4款・衛生費、1項・保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業4,943万8,000円、3回目のワクチン接種事業ですが、こちらも財源は全額国庫支出金となっております。

次に、6款・商工費、1項・商工費の東庄町プレミアム付商品券事業、繰越明許費設定額1,757万円に対し、実繰越額1,301万9,000円、商品券が当初見込みよりも年度内に大きく換金したことにより減額となっております。こちらの財源1,000万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっております。

次に、7款・土木費、2項・道路橋梁費、軌道横断工事委託料、繰越明許費設定額1,600万円に対し、実繰越額1,517万2,000円。事業費が確定したことにより減額となっております。財源の地方債1,510万円は、過疎対策事業債となります。

同項の道路維持工事、繰越明許費設定額1,942万2,000円に対し、実繰越額1,210万7,000円。事業を一部執行したことにより減額となっております。こちらの財源の地方債1,050万円も過疎対策事業債となります。

同項の道路改良工事、繰越明許費設定額5,894万9,000円に対し、実繰越額5,117万円。こちらも事業の一部執行で減額となっております。こちらの財源の地方債5,100万円も過疎対策事業債となります。

以上、13事業の繰越明許費設定額は2億6,397万8,000円、実繰越額は2億2,473万7,000円。財源内訳としましては、未収入特定財源として国庫支出金1億373万4,000円、地方債が7,660万円、一般財源は4,440万3,000円となっております。

以上で説明を終わります。

続きまして、報告第2号、事故繰越し繰越計算書の内容について、ご説明いたし

ます。

議案書の48ページをお願いいたします。

事故繰越しにつきまして、事故繰越し繰越計算書の報告です。

対象の事業が3事業でございます。

初めに、2款・総務費、1項・総務管理費の施設整備工事3,121万9,000円。この事業は令和3年3月議会で可決いただいた令和2年度から令和3年度への繰越明許費を設定した事業です。

事業の内容ですが、役場庁舎の空調機などの制御を行う監視盤の一部に不具合が生じているため新たに設置し直すものです。当該工事の実施には停電を伴う作業が発生しますので、役場庁舎で保健福祉総合センターで行われている新型コロナウイルスワクチンの予備会場としていることから、ワクチンの保管や、接種者の体調管理のため工事を見合わせていました。これにより年度内に工事を完了することが困難となったことによる事故繰越しです。

こちらの未収入特定財源の2,600万円は令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で財務省との協議を経て、国から事故繰越しとして承認をいただいております。

次に、同項の地域イントラネット基盤施設整備178万2,000円。この事業は自営光ケーブルの移設工事です。移設工事は道路工事等により電柱の移設に伴い行われるものです。東京電力の電柱の建替工事が他の緊急工事によって年度内に行われず、年度内に光ケーブルの移設工事を完了することが困難となったことによる事故繰越しです。

次に、5款・農林水産業費、1項・農業費の産地生産パワーアップ事業補助金2,000万円です。この事業は、稲里ファームのライスセンター建設事業に対する補助金です。令和3年度中に工事の一部が完了し、5,766万7,000円を既に支出しております。新型コロナウイルス感染症の影響により、資材等の生産遅延があり、稲里ファームで事業を年度内に完了することが困難となったことによる事故繰越しです。こちらの未収入特定財源2,000万円は、県支出金となっております。県と協議し、事故繰越しとして承認をいただいております。

以上で内容説明を終わりにします。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（宮澤 健君）

本件については、報告事項であります。特に質疑があればこれを許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号及び報告第2号の報告を終わります。

日程第17、請願第1号、「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、日程第18、請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上2件を一括議題とします。

職員に請願の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (宮澤 健君)

ここで、請願紹介議員から趣旨説明を求めます。

2番、柳堀忠君。

2番 (柳堀 忠君)

2番、柳堀です。

それでは、請願第1号、「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、紹介議員として趣旨説明を申し上げます。

義務教育国庫負担制度は、憲法の要請に基づき、義務教育の根幹である機会均等、水準維持向上、無償制を国が責任を持って支える制度です。子供たちは、全国どこに住んでいても一定水準の教育を受ける権利があります。この制度が廃止、または国の負担割合が更に下げられることがないように、教育水準の維持向上に必要な本制度の堅持について要望するものです。

なお、国の2023年度予算編成にあたり、新型コロナウイルス感染症、更には各地で大規模な自然災害が立て続けに発生している状況を考えると、今までとは違った新たな教育環境構築に財政措置を講じることが重要になってきます。その場合も、地域間で格差が生じないように、そして義務教育の水準に格差が生まれることがないように、子供たちの健全育成を目指し、豊かな教育を一層進める必要があります。これからの国を支える子供たちにより良い教育を保障するための項目について、予算の拡充を働きかけていただきたく要望します。趣旨をご理解いただき、採択をお

願いして趣旨説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

これらの請願は、会議規則第91条第1項の規定により、お手元の付託表のとおり、所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第19、休会の件を議題とします。

常任委員会審査等のため、8日及び9日の2日間は、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、8日及び9日の2日間は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。6月10日の会議は、議事の都合により、午後2時30分に繰り下げて開くことにします。予定の時刻にご参集願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時52分 散会）